

淡路広域水道お客さまセンター業務委託に係る 公募型プロポーザルによる事業者選定基準

この基準は、公募型プロポーザル方式により淡路広域水道お客さまセンター業務委託の契約候補者を決定するため、参加事業者から提出された業務提案書等を客観的に評価するための基準として示す。

1 評価基準

項目ごとの配点は、次のとおり。

(評価項目及び配点)

評価項目 (大項目別)	配点
会社概要等	20
経営方針・関連認証・業務体制	90
業務履行方法	210
危機管理体制	50
その他業務提案	30
提案見積金額	100
合 計	500

2 審査方法

提案書等に記載された内容及びプレゼンテーションの結果により、評価項目ごとに評価し、次の表により得点化する。

(1) 評価項目の得点化方法

① 提案見積金額以外の評価項目については、次に示す5段階評価による得点化方法により、得点を付与する。

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	優れている	配点×1.0
B	やや優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

② 提案見積金額については、次の式により得た数字を得点として付与する。

$$\text{得点} = \text{配点} \times (\text{最も低い見積金額} / \text{当該事業者の見積金額})$$

※なお、得点は小数点第2位（小数点第3位を四捨五入）まで算定する。

3 選定方法

- (1) 参加事業者の幅広い経験、知識及び能力等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式をもって行う。
- (2) プロポーザル選定委員会は、参加事業者から提出された書類の審査、プレゼンテーションにより、評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、プロポーザルへの参加事業者が1者であった場合にも成立するものとし、審査結果が基準に満たない等の場合は、選定しないことがある。
- (3) 評価点が同点となった場合は、提案見積金額の低い者を契約候補者とする。提案見積金額が同額であった場合は、くじにて契約候補者を選定する。